

契約結果調書（業務委託契約）

担当部局：淀川区役所 総務課

整理番号	案件名称	契約を締結した日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額	契約の相手方とした理由	事業担当	備考
1	啓発指導員による放置自転車対策業務（三国駅）	令和6年4月1日	名称：公益社団法人大阪市 シルバー人材センター 所在地：大阪市城東区関目 3-1-14	903,904円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）より見積書を徴した結果、最も低価であったため。	市民協働課 電話：6308-9408	
2	啓発指導員による放置自転車対策業務（十三駅）	令和6年4月1日	名称：公益社団法人大阪市 シルバー人材センター 所在地：大阪市城東区関目 3-1-14	3,530,678円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）より見積書を徴した結果、最も低価であったため。	市民協働課 電話：6308-9408	